

短期入所生活介護 重要事項説明書

<令和7年10月1日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0466-88-3151

(8時45分～17時30分)

* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. ショートステイ ココファンメゾン大庭 概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイ ココファンメゾン大庭
所在地	神奈川県藤沢市大庭5423-1
介護保険指定番号 (1472205325)	

(2) 同施設の職員体制

管理者	1名(他職務兼務)	機能訓練指導員	1名以上(他職務兼務)
医師	1名以上	調理員	2名以上
生活相談員	常勤換算で1名以上	事務員	1名以上
介護職員	常勤換算で利用者3名 に対して1名以上		
看護職員			

(3) 同施設の設備の概要

定員	9名	医務室兼静養室	1室
居室	個室 9室	食堂及び機能訓練室	1室
浴室	個別浴槽と機械浴槽があります。		

3. サービス内容

短期生活介護計画に沿って、下記のサービスを提供します。

- | | |
|--------|------------|
| ① 食事 | ⑥ 健康管理 |
| ② 入浴 | ⑦ レクリエーション |
| ③ 介護 | ⑧ 外出 |
| ④ 機能訓練 | ⑨ 送迎 |
| ⑤ 生活相談 | |

4. 利用料金

(1) 介護保険利用料及びその他の費用

別紙にて詳しく説明させていただきます。

(2) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(3) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、ご利用月毎に請求書を発行致します。
翌月27日に口座引き落としにてお支払い頂きます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合
- ・ お客様のサービス利用が3年以上ない場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※ この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

③ その他

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、1カ月前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

① 運営方針 当施設の職員は下記理念に基づき、業務を行います。

1. 私たちは、一人でも多くの高齢者の方が、安心して暮らし続けられるためのサービスを提供します。
1. 私たちは、高齢者の尊厳を守り、一人ひとりの心と身体がよりよい状態に向かうことを考え行動します。
1. 私たちは、そこで暮らす人とのふれあいを通し、学ぶ心を持ち、人間的魅力を身につけて、それを発揮します。

② 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 9時～17時45分
- ・ 外出、外泊 事前にご連絡下さい。
- ・ 飲酒、喫煙 要相談
- ・ 金銭、貴重品の管理 自己管理にてお願いします。
(万一、紛失されましても責任は負いかねます)
- ・ 所持品の持ち込み 名前の記入をお願いします。
- ・ 施設外での受診 ご家族の付き添いにてお願いします。
- ・ 宗教活動 施設内での勧誘活動は禁止します。

7. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 通報、初期消火、避難誘導スタッフの指示に基づき対応していく。
- ・ 防災設備 消火器、自動火災通報システム、有人通報装置
- ・ 防災訓練 半年一回実施
- ・ 防火責任者 岩波 寛幸

8. 緊急時等における対応方法について

- ・ 事業の提供中の利用者に、病状等の急変その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- ・ 事業所内で利用者に事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の代理人、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者のサービス提供が完結した日から5年間保存します。
- ・ 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 個人情報の保護について

- ・ 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- ・ 事業者が得た利用者の個人情報については、事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。

10. 秘密の保持について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 事故防止対策・事故対応

- ・ 当施設では、サービス提供にあたって、ご自宅との物理的な住環境変化ならびに、介護者が変わることによる精神的変化を緩和するように情報収集等（ご自宅での生活状況の把握、転倒歴、身体状況・精神状況等）につとめます。
- ・ 当施設では、上記環境変化による転倒・転落等の事故防止ならびに重篤化を防ぐため、特殊寝台設置位置の見直し、離床コールマットの設置、ポータブルトイレの設置など、ご利用者ならびにご家族と相談の上、住環境の整備をいたします。
事故の重大化を防ぐべく、住環境の工夫・介護手順の見直しにつとめます。
- ・ 当施設では、上記環境変化による転倒・転落等の事故防止ならびに重篤化を防ぐため、適正な人員配置ならびに介護手順の見直し・情報の共有につとめます。
- ・ 当施設では、やむを得ず事故が発生した場合、事故状況の正確な把握ならびに事故報告の記録、ご家族への状況説明ならびに保険者（自治体）への報告を行なうとともに、当施設の安全配慮の責めに帰す場合は利用者に対して適切にその損害を賠償します（福祉事業者総合賠償責任保険に加入しております）。

12. ハラスメント対策について

学研ココファンはお客様との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供して参ります。

サービスご利用時における、お客様からの殴る、蹴るなどの身体的攻撃、暴言、威嚇などの精神的な攻撃、職員の身体を触る、卑猥な冗談、しつこく男女関係を迫るなどの性的行為、過大な要求、その他ハラスメント等の著しい迷惑行為が発生した場合は居宅介護支援事業所の介護支援専門員等関係機関に状況を共有し解決を図ります。

状況が改善しない場合はサービス提供を致しかねることもありますことをご了承ください。

事業所と致しましても、ハラスメントに関する研修の実施や状況の把握、未然防止への点検等の取り組み、相談・報告の体制を整えて参ります。

13. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

ショートステイ ココファンメゾン大庭 管理者 中座 春佳

電話 0466-88-3151 FAX 0466-88-3152

Eメール cmz-ooba-ss@cocofump.co.jp

受付日・受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

② 当施設以外の区市町村の相談・苦情窓口

藤沢市市役所 福祉部 介護保険課 電話 0466-50-8270

茅ヶ崎市役所 福祉部 介護保険課 電話 0467-81-7164

③ 神奈川県国民健康保険団体連合会・苦情相談窓口担当

電話 045-329-3447

14. 緊急時の対応方法

緊急連絡先		
第1	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
第2	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
主治医	病院または診療所名	
	医師名	
	住所	
	電話番号	

15. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社	学研ココファン
代表者役職・氏名	代表取締役	森 猛
本部所在地・電話番号	〒141-8410 東京都品川区西五反田2-11-8学研ビル 03-6431-1860 (FAX1864)	
定款の目的に定めた事業	1、指定居宅サービス事業 2、指定居宅介護支援事業 3、フランチャイズ事業 4、サービス付き高齢者向け住宅の企画・運営	

16. 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
当施設の全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの実施を目的とした職員教育研修を年2回以上行います。

万が一身体拘束を行う場合は、以下の要件を満たし、

且つ同意書、経過記録を作成した上で実施し、速やかに身体拘束を排除できるよう取り組みます。

- ① 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

・事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業員に周知徹底を図ります。
- ②虐待の防止のための指針を整備します。
- ③虐待の防止のための従業員に対する研修を定期的に行います。
- ④前③に定める措置を適切に実施するための担当者を配置します。

虐待防止に関する担当者：管理者 中座 春佳

・事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市区町村へ通報し、市区町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

・事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- ①虐待を防止するための従業員等に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情対応体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置

18. 衛生管理等

・事業に使用する備品は清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとし、必要な業務体制を整備します。

・介護従事者等が感染源となることを予防し、また介護従事者等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じます。

・事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催するとともに、その結果について、介護従事者等に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③事業所において、介護従事者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

④事業者は、介護従事者等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものとし、年1回以上の健康診断を受診させ、または健康診断の受診状況を把握します。

19. 業務継続計画の策定等

- ・事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・事業者は、介護従事者等に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 神奈川県藤沢市大庭5423-1

名称 ショートステイ ココファンメゾン大庭

説明者 所属 ショートステイ部門

氏名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 _____

(代理人) 住所

氏名 _____